

○三谷主査 これにて山下貴司君の質疑は終了いたしました。

次に、山井和則君。

○山井分科員 三十分間、統一教会問題について質問をさせていただきます。

永岡文科大臣、そして植田審議官、どうかよろしく願いをいたします。

今日は、統一教会の合同結婚式など、デリケートな問題について質問いたしますので、質問の前に、私の基本的な考えを述べさせていただきます。

まず、合同結婚式で結婚される御夫妻には、私は、幸せになっていただきたいともちろん願っておりますし、さらに、その御夫妻のお子さんにも幸せになっていただきたいと切に願っております。私は、合同結婚式で結婚される御夫妻や御夫妻のお子さんの幸せを願うばかりであり、批判する意図は全くありません。私は、信教の自由は当然守られるべきと考えます。

また、もし、今、統一教会の解散請求やあるいは解散命令が出たとしても、合同結婚式を止める力はありませんので、合同結婚式をやめるべきという議論をするつもりもありません。

私は、昨年八月以降、二十五人の統一教会の被害者の方々にお目にかかり、お話をお聞きし、多額の献金などによる自己破産、家庭崩壊、自殺未遂、自殺、精神疾患、児童虐待、うつ病、PTSDなどの深刻な被害を聞いてまいりました。

この配付資料の中にも、永岡大臣、御覧いただきましたら分かりますように、ここの配付資料の十ページ、十一ページ、十二ページ、十三ページと、二〇〇九年のコンプライアンス宣言以降も深刻な金銭トラブル、金銭被害が出ているという一覧表を十ページから十三ページにつけさせていただきます。不法行為の認定もされているということで、今、質問権が行使されているところであります。

その中には、もちろん、合同結婚式に参加された方や、その二世の方々も多数おられました。統一教会により幸せになっている信者さんもおられますが、一方では残念ながら多くの被害者もおられ、解散請求について質問権が行使され、昨年末には被害者救済法も与野党の賛成により成立いたしました。

現役信者の方々や二世の方々には幸せに暮らしていただきたいですし、また、このような解散請求などの議論の中で生きづらくなることのないように、私も、もちろん解散請求は急ぐべきだという立場ではありますが、現役の信者の方々、二世の方々への支援、そういうの方々への支援も今まで以上に必要だということを私はずっと繰り返し要望し、発言をさせていただいております。この解散請求の議論は、一般の信者の方々には何ら罪はないことであります。

そんな中で、信教の自由は守りながらも、人間を不幸にするような信教の自由であるならば、それは問題であり、被害者救済法などに違反するような、また、二〇〇四年の最高裁で判決が出たような違法な事案を抑止することは、政府や立法府の責務だと考えております。

このような認識に基づき、質問をさせていただきます。

まず最初、配付資料の一ページ目にありますように、日本靈感商法対策弁護士連絡会の阿部弁護士が、中和新聞という統一教会関係の新聞の記事について、先日、私たちの勉強会で紹介をされ、そしてその中で、五月七日に教団が韓国で合同結婚式を予定しているということを明らかにされました。

阿部弁護士いわく、「今回は新型コロナウイルス禍明けで、大規模になると予想される。韓国に信者が（献金などで）多額の現金を持ち込む可能性もあり、注意深く見ていく必要がある」と指摘した。」というふうに報道はされております。

また、今日の配付資料を見ていただきますと、この合同結婚式で幸せになれるということを私は切に願うわけですが、一方では、この配付資料にもありますように、例えば「カルトの花嫁」、冠木結心さん、仮名でありますけれども、この方が書かれた本では、「統一教会信者となった母親の影響で信仰にのめりこみ、十代でカルトの罠に溺れていく。二十年という歳月を、統一教会に翻弄された筆者の衝撃のノンフィクション手記。」「カルトにはまる」「幸せが約束されたはずの「祝福結婚」「思わぬ災難」「極貧生活」「自己破産して生き延びる」、こ

ういうふうな形で書かれておりました、残念ながら、詳細は分かりませんが、韓国に合同結婚式の後、滞在されて、DV被害を受けている日本人の奥様も多いというふうなことも聞いておりますし、今、七千人、韓国に渡った日本人女性の信者がおられるというのが十五ページにございます。

それともう一冊、これは有名な方ではありますが、ここにありますように、「愛が偽りに終わるとき」、山崎浩子さん、新体操のオリンピックの選手でございます。この方も、以前でありますけれども、合同結婚式に出席をされたということで、この本も私も読ませていただきましたが、この三ページに目次がありますが、「神の子」になる」「盲信者」、そして「暴かれた嘘」「悪夢は消えた」というふうに、こういう被害に遭われた方がどれだけのパーセンテージか、もちろんそれは定かではありませんが、残念ながら、こういう被害も一部では出ている。

そういう中で、結婚式というのは本来もちろんお祝いすべきことではあります、こういう最高裁の違法判決も出ております。そういうことで、私も質問をさせていただいております。

では、永岡大臣にお伺いしますが、二〇〇四年には、合同結婚式についての参加強要について違法と最高裁の判決が出ております。今日の配付資料の九ページに、当時の地裁、高裁、最高裁の判決の新聞記事がございますが、永岡大臣、どのような違法判決が出たのか、お答えください。

○永岡国務大臣 二〇〇四年の二月に最高裁で、被告側、上告棄却の判決が出ております。

その前の二〇〇二年八月には、東京地裁におきまして、各原告らが合同結婚式に参加するに至った具体的な経緯を詳細に認定した上で、元信者であります原告らに対する合同結婚式への参加に向けられた各行為には、原告らの婚姻の自由を侵害する違法性、違法があると判決で示されました。その後、被告である旧統一教会からの控訴、上告が棄却されまして、当該判決が確定したものと承知しているところでございます。

○山井分科員 繰り返し申し上げますが、人間の結婚というのは本来祝福すべき素晴らしいことでありますが、こういう違法判決も一部では出ている。もちろんこれは過去の話ですよ、二〇〇四年ですから約二十年前の話とはいえ、今後もこういうことがないように私も切に願いますし、そういうことがないように心配をしております。

この五月七日に合同結婚式が行われる予定であるということは、永岡大臣、御存じでしたでしょうか。

○永岡国務大臣 そちらは、委員の先生方のお話を伺いまして、承知はしております。

○山井分科員 それで、これは一般論なんですけれども、こういうふうな形で阿部弁護士も指摘されるように、この結婚式を機に多額の献金とかそういうことがあってはならないと私は思っております。

ついては、一般的な意味で、改めて宗教法人などが不法行為をしないように注意喚起をすべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 昨年成立いたしました不当寄附勧誘防止法につきまして、宗教法人に対しては、本年一月の六日に、同法の一部施行に合わせまして、文書によりまして周知を図るとともに、また、一月の二十日に開催されました日本宗教連盟主催の説明会で消費者庁から説明を行うなどしてきたところでございます。

さらに、同法における違反に対する行政措置等に係る規定や罰則規定などが本年の四月の施行を目指して準備されておりました、それに向けて、消費者庁が、広く国民に対する周知のための広報また発信を行うこととしていと承知をしております。

そのため、文部科学省といたしましても、これら消費者庁の取組と連携をいたしまして、宗教法人が同法に違反をする勧誘行為を行うことがないように、どのような行為が不当寄附勧誘防止法に違反するおそれがあるのかの具体例を示すなど、しっかりと宗教法人に対して周知徹底を図ってまいります。

○山井分科員 解散命令請求も、本当に熱心かどうか、しっかりと文化庁さんが今調査をしてくださっているということで、私も信じておりますし、期待をしております。弁護士の方々、被害者の方々にもヒアリングをされ、本当に取り組んでおられることは私も評価をしております。

ただし、残念ながら、今年に入ってから献金被害の相談も私も受けておりますし、遅くなればなるほど被害者は増えます。是非、解散請求、急ぐべきだと思います。いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 解散命令の要件というのは、やはり宗教法人法で厳格に定められておまして、この要件に該当するかどうかの判断に当たりましては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げというも

のが不可欠でございます。

そのため、報告徴収、質問権の効果的な行使等を通じまして、旧統一教会の業務等に関して、具体的な証拠や資料などを伴います客観的な事実、これを明らかにするための丁寧な対応を着実に進めまして、その上で、法律にのっとりまして、必要な措置を講じてまいります。

○山井分科員 これは、いずれ解散請求が出た場合、例えばその少し前に多額の献金をした方、あるいは、そういうふうな方々からすると、解散請求が出たら、迷っている方も思いとどまったり、あるいは御家族が止められたりするケースもやはりあると思うんですね。これは非常に政府の重い判断ですから。そういう意味では、遅れば遅れるほど被害者が増える。

やはり、最大の被害者救済は被害者を出さないことなわけですから、そのために、被害を、ブレーキをかけるのはやはり解散請求であり解散命令であると思っておりますので、是非急いでいただきたいと思っておりますし、そういう意味でも、早い段階で、解散命令請求に該当する疑いが高まっている、解散命令請求に向かっているというメッセージを中間報告として出すべきではないでしょうか。

○永岡国務大臣 旧統一教会の動向につきましては、国会での委員各位からの御指摘等によりまして、本当に承知はさせていただいております。

しかしながら、統一教会に対しましては、これまで三回にわたりまして報告徴収、質問権を行使するとともに、また、全国弁連の皆様方や、また被害者の方々から旧統一教会の業務の実態等を把握するための資料、情報を収集して、分析を進めているところでもございます。こうした対応を着実に進めまして、その上で、法律にのっとり、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

その過程におきまして、検討状況をどのように社会に対して説明するかというのは、いただいた御指摘等など様々な御意見も参考にいたしまして、実態把握に支障が生じない範囲で検討してまいりたいと考えております。

○山井分科員 重要な答弁だと思います。是非、そういう中間報告的なメッセージは出していただきたいと思っております。

そして、調査が長引いている間に被害者がどんどんどんどん増えているわけですが、解散請求を少しでも早めるために、訴訟担当の職員を二倍ぐらいに増やして、調査スピードを大幅にアップすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 宗務課の体制につきましても、初めは八人ではございまして、本当に野党の先生方からも御心配をいただきました。そんな中で、省内そして関係省庁からの応援も得まして、昨年十一月の一日には三十八名に、そして今年一月二十五日に四十名に増員をいたしまして、報告徴収、質問権の行使、そして、全国弁連や被害者の方々からの情報収集、民事裁判の事例の把握、分析などの対応を鋭意進めているところでございます。

他方、被害者等からの情報収集に当たりまして、全国に多数おられる被害者については、やはり、長期間に被害を受けられている場合や、また、御自身の気持ちの整理がなかなかつかない、丁寧に向き合う必要がある場合など、様々な事情があることから、その心情に配慮をしながら情報をお伺いしているところでございます。

こういった対応を着実に進めまして、その上で、法律にのっとり、必要な措置を講ずることとしておりまして、更なる体制の拡充については、これからの状況を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○山井分科員 是非、早急に増員をしていただいて、解散請求をスピードアップしていただきたいと思っております。

そして、統一教会は、五月上旬に天苑宮の完成を控えて、また今、献金集めも引き続き行っておりますし、五月七日にも合同結婚式を開催いたします。

ここからは消費者庁にお伺いしますが、繰り返し言いますが、合同結婚式自体は、これは宗教行事であると思っておりますけれども、阿部弁護士も指摘されるように、その際、今回の被害者救済法で違法となったような献金勧誘、集めが行われてはならないという視点からの質問なんですが、多額の寄附を募ろうと今も統一教会はしております。

この合同結婚式に向けての取組の中で、中には、借金をしたり田畑を売って多額の寄附を行う、あるいは、そのような多額の献金によって本人や家族の生活が困窮するといったことも起こる可能性があるのではないかと想定をされます。

ここの配付資料にもありますように、今回の被害者救済法において、禁止規定そして配慮義務規定が書かれています。ついては、このような多額の献金によって本人や家族の生活が困窮するといったことも起こったり、あるいは、借金をしたり田畑を売って多額の寄附を行う、このようなケースには、被害者救済法つまり不当寄附勧誘防止法における禁止行為や配慮義務違反に当たるのではないのでしょうか。また、禁止行為の違反の場合はどうのような罰則になりますか。

○植田政府参考人 お答えいたします。

寄附を募るに当たりまして、御指摘のような借入れでありますとか、生活の維持に欠くことのできない事業を継続するために不可欠な事業用資産、御指摘ありました田畑のようなものでございますけれども、この処分によって寄附のための資金の調達を求めるといことは、不当寄附勧誘防止法上の禁止行為に当たります。また、寄附者本人の配偶者や親族の生活の維持が困難になるような場合には、同法上の配慮義務違反に当たるといことでございます。

御指摘の旧統一教会に関するお尋ねにつきましては、個別の事案によることにはなりますが、御指摘のように、借金を求めたり田畑の売却を求めたりするなどの勧誘行為があった場合には、不当寄附勧誘防止法の禁止行為に当たり得ると考えられます。さらに、家族の生活が困窮する場合には、配慮義務違反にも当たり得るといことと考えております。

それから、罰則につきましてでございますけれども、不当寄附勧誘防止法の禁止行為に関する罰則につきましては、禁止行為を行っている認められ、引き続き当該行為を行うおそれが著しいと認められる場合に、当該行為の停止等の勧告を行います。勧告に従わない場合は、当該勧告に係る措置を取るよう命ずることが出来ます。このような命令に違反した場合には、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金が定められておるところでございます。

○山井分科員 おっしゃったように、もちろんこれは統一教会に限る話ではありませんし、合同結婚式に限る話ではありません。そういう意味で、せっかく新法が施行されたわけですから、それに違反するようなことが行われては決してならないと思っております。

そして、このことに関して、献金の勧誘というのはまだまだ続いているわけではありますが、そのような被害の端緒の情報を消費者庁に伝える場合に、今は一八八の消費者ホットラインがあると理解しておりますけれども、電話というのはちょっとハードルが高いので、電話ではなかなか難しい面があると考えられますから、例えば、宗教二世のネットワークの方々からは書面送付制度の提案などがされておりますけれども、四月一日の被害者救済法の本格施行に向けて、被害報告をより受けやすくする方策として、消費者庁としてどのような情報収集の方法を考えていますか。

○植田政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、法の的確な運用のためには情報収集は非常に重要であるというふうに考えております。御指摘いただきました消費者ホットライン一八八ももちろん活用いたしますけれども、それから、法テラスに集まっております相談情報、悪質な寄附勧誘の手口等が分かる相談情報については、継続的に法テラスから消費者庁に情報の提供を受けるといことになっております。

さらに、これに加えて、消費者庁のホームページに、個別の法人等による寄附勧誘に関する違反行為に関する情報を受け付けるウェブフォームを開設することとしております。不当な寄附勧誘の実態把握にこれを用いて努めてまいりたいといこととでございます。

不当寄附勧誘防止法の本格施行に向け、このような情報収集体制の整備を速やかに行ってまいります。

○山井分科員 今も重要な答弁だったと思います。電話だけではなく、今後、四月一日以降の本格施行に向けて、被害をホームページに書き込むようにできる、これは非常に私は一歩前進だと思いますが、四月一日施行ですけれども、是非とも、四月一日以降と言わずに、できるだけ速やかに、三月から書き込めるようにしていただきたいと要望させていただきます。

もう一点、今問題になっておりますのが、配付資料の八ページ、「講演会」実態隠し宗教勧誘」「統一教会友好団体「手芸サークル」と登録」といことと、統一教会がかつて、二〇一七年に公民館で手芸サークルといって人

を集めながら、実はそこで信者さんの勧誘をしていたということがばれたわけでありませぬ。これは、残念ながら、一般の人からすると、正体を隠されたら、言ったら悪いけれども、だまされますよね。ということで、これはやはり深刻な問題だと思います、今後も起これば。

ついては、被害者救済法においてこの点は違法になるのではないかと。つまり、旧統一教会は、ほとんどのケースで献金勧誘の一環として宗教勧誘を行っていると考えられ、被害者救済法の施行以降であれば、このような献金の勧誘の一環として勧誘する法人等を明らかにしない宗教勧誘行為は、被害者救済法、不当寄附勧誘防止法での配慮義務違反に当たると考えられるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○植田政府参考人 お答えいたします。

本年一月五日の不当寄附勧誘防止法の施行以降に、法人等を明らかにせずに寄附勧誘を行っている場合には、同法における配慮義務違反となります。

旧統一教会に関するお尋ねにつきましては、個別の事案によることとなりますけれども、御指摘のような寄附勧誘、献金勧誘の一環として法人等を明らかにせずに宗教勧誘行為を行っている場合にも、不当寄附勧誘防止法における配慮義務違反に当たり得るというふうに考えております。

○山井分科員 ここにありますように、今までは法律がなかったわけですね。でも、結局、被害者救済法が成立した以上は、これは配慮義務違反になると。かつ、じゃ、配慮義務違反になったら何が起こるんだということですけども、先ほども答弁していただきましたように、電話でも受け付けるけれども、消費者庁のホームページでも簡単に書き込めるようにする。結局、それが数多く重なってきたら、質問権を行使し、勧告権を行使する、そういう流れになっていくんだと思います。

そういう意味では、残念ながら、被害者救済法は成立したけれども、効果はないんじゃないかというような、抑止力はないんじゃないかという声も出ておりますけれども、しっかりこれが効果を発揮して、新たな被害者を生まないようにすることが非常に重要だと思っております。

それで、永岡大臣、ちょっとまた合同結婚式の話に戻らせていただきますが、繰り返し申し上げますが、結婚によって幸せになる、そしてまた、お子さんが生まれ、お子さんも幸せになる、これは本当に祝福すべきことだと思います。

しかし、私も拝読してショックを受けましたけれども、例えばこの冠木結心さんの本でも、紀藤弁護士の帯文によると、カルト二世には悲しいストーリーが無数にある、本書は著者の体験を通して、カルト宗教の金銭被害、家庭崩壊、人生破壊の罪深さを私たちに問いかけるというふうに書かれております。

また、山崎浩子さんのケース、この方もテレビで大々的に取り上げられたケースですけども、合同結婚式に出席されたわけですけども、その後、脱会をされたということが、この「愛が偽りに終わるとき」という、こういう本にも書かれております。

繰り返し言いますけれども、これは以前の話ですからね。今の合同結婚式については、以前とは違うという部分もあるようですし、以前と変わっていないという部分もあるようなんですね。

こういうふうな話を聞いて、永岡大臣の御感想を一言いただければと思います。

○永岡国務大臣 山井委員おっしゃいますように、確かに、私の記憶にも、山崎浩子さんが統一教会の合同結婚式に出る、出ないということで、一時期、相当メディアに出演していた、そういうことは思い出しております。

しかしながら、今、これは文化庁の、また、宗教法人法の所管の大臣でございますので、そのことにつきましては、意見、これを差し控えさせていただきたいと思っております。

○山井分科員 おっしゃるように、宗教行事自体については、いいとか悪いとか、私たちも言う権限はありません。

ただ、一つ、私もそういう中で、質問しづらい中質問しておりますのは、やはり、過去、こういうことがあった以上、また同じような、最高裁の違法判決が出るようなトラブルがあっては、本当に、立法府としても政府としても、これは許されることではないという危機感からであります。

そして、配付資料を見ていただきましたら分かりますように、十ページ以降、赤線を引きましたのは、一億円以上の統一教会との和解のものに赤線を引かせてもらいましたけれども、おびただしいような金銭トラブルが起こ

っているわけですね、十ページ、十一ページ。

そしてまた、コンプライアンス宣言以降に関しましても、これは全て弁護団の資料でありますけれども、十二ページ、十三ページにありますように、多くの被害がコンプライアンス宣言以降も続いている。裁判になっているものはごく一部ですけれども、和解や交渉で様々なトラブルが起こっており、私がお目にかかった多くの被害者の方々の被害も、残念ながら、二〇〇九年のコンプライアンス宣言以降に起こっているんですね。

そういう意味では、やはり解散請求というものが遅れることによって更に被害者が増えるということは、本当に私はあってはならないというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますけれども、少し趣旨が変わりますが、私も京都選出の議員といたしまして、三月二十七日に文化庁が京都に移転をされることを大変楽しみにしております。先日も私、京都府庁の、移転される先に視察をさせていただきまし、それこそ宗務課の部屋も拝見をさせていただきました。一か月後に予定をしている京都移転に向けて、永岡文科大臣の思いと意気込みをお伺いしたいと思います。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

山井委員もいらっしゃった、文化庁の京都移転、しっかりと私も先月視察をさせていただきました。

文化庁が京都に移転する意義というのは、単に東京一極集中の是正にとどまりません。まずは文化芸術のグローバルな展開、そして文化芸術のDX化、そして観光や地方創生に向けた文化財の保存、活用などを始めとする新たな文化行政の展開を進める上でも大きな契機になると考えているところでございます。

また、京都移転が行われます令和五年度に向けて、地域文化の振興拠点強化を図るための予算、これを計上しております。新たな地域文化の創造に資する取組を行うこととするなど、文化庁の京都移転を契機といたしまして、我が国の文化行政の更なる強化というものが図られるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○山井分科員 時間が参りましたので、一言まとめを申し上げます。

こちらに西村智奈美議員もおられますけれども、我が党は立憲民主党として被害者救済の対策本部、統一教会の対策本部を立ち上げて、今までから被害者救済法の立法にも取り組んでまいりましたし、被害者救済、そして一日も早い解散請求、これは、私たちは政争の具にすることなく、与野党力を合わせて、被害者救済法も与野党の賛同でできましたし、私たちも文化庁の応援もさせていただいております。

ただ、やはり私たち肝に銘じねばならないと思っておりますのは、今までからもう三十年ぐらい問題になっているにもかかわらず、行政もまた与野党の国会議員も、残念ながら及び腰であった。もちろん、信教の自由は守らねばなりません。そういう中で、先送り、先送り、先送りしてきた結果、これだけ甚大な被害者が出て、そして被害者の方々がその被害を訴えざるを得ない。そしてまた、被害を訴えた被害者の方々が、また様々な、統一教会関係者なのかそうでないのか分からない方々も含めて、強烈なバッシングを受けて、本当に被害を受けておられる。被害者が被害を語ると、またバッシングを受ける。一步間違うと口止めをされる。更に一步間違うと、スラップ訴訟のような訴訟すらされかねない。

そういう中では、本当に私たち、永岡大臣、岸田首相、この点に関しては思いを一つにして、これ以上絶対に被害者を出さない、そして私たちも、解散請求、必要な証拠を固めて一日も早くやる、そういうことが必要だと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○三谷主査 これにて山井和則君の質疑は終了いたしました。

午後一時から本分科会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

————◇————

午後一時開議